

匝瑳市市民憲章

豊かな自然と文化にめぐまれた匝瑳市の発展と市民の幸せを願い、市民憲章をさだめます。

- 1 笑顔とあいさつの輪が広がるまち、匝瑳
- 1 美しい自然を大切にするまち、匝瑳
- 1 奉仕の心と思いやりのあるまち、匝瑳
- 1 教養と文化を高め、伝統を守るまち、匝瑳
- 1 元気で働き、活気に満ちたまち、匝瑳

(平成21年4月1日制定)

匝瑳の由来・語源

匝瑳という地名は、現存のものでは、奈良東大寺正倉院に伝わる庸調(朝廷に納めた特産物)に見られる天平13(741)年の記録が最も古いとされています。

匝瑳という地名の由来は、平安時代前期の歴史書「続日本後紀」によれば、5世紀の終わり頃から6世紀のはじめにかけて、畿内(現在の近畿地方)の豪族であった物部小事(ものべのおごと)という人物が、坂東(現在の関東地方)を征した勲功によって、朝廷から下総国の一部を与えられ、匝瑳郡とし、小事の子孫が物部匝瑳氏を名乗ったと伝えられています。

匝瑳の語源については、諸説あって定まっていますが、発音での「さふさ」という地名があり、「さ」は「狭」で美しい、「ふさ」は「布佐」で麻の意で、「美しい麻のとれる土地」であったとする説や、「さ」は接頭語で、「ふさ」は下総国11郡中で最大の郡であったことに由来するという説があります。匝瑳は、「さふさ」に縁起のよい漢字を充てたものと考えられています。

漢和辞典によれば、漢字の「匝」は、訓読みで「匝る」と読み、一巡りして帰るという意味があり、「瑳」は、訓読みで「瑳やか」あるいは「瑳く」と読み、あざやかで美しいという意味があります。



市章

海の波と緑の葉を表すデザインで匝瑳市の「匝」の字と、いきいきした匝瑳市民を表し、匝瑳市がシンボライズされています。橙色は「活力」、緑色は「成長」、青色は「未来」を表しています。

(平成18年5月14日制定)

市の花



チューリップ

市の木



イヌマキ

市の鳥



ウグイス

(平成18年10月31日指定)